

枚方市立図書館団体貸出制度実施要領 改定

平成 29 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

1. この要領は、枚方市立図書館の団体貸出について、枚方市立図書館条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、枚方市立小・中学校への団体貸出については、必要な事項を別に定めるものとする。

(団体貸出の対象者)

2. 団体貸出は、次の各号のいずれかに該当する団体(読書ボランティア、文庫、読書会、学校、幼稚園、保育所(園)、福祉関係サービス事業所等)に対し行うものとする。

(1)枚方市内に所在し、5名以上のグループで構成されている団体。

(2)その他枚方市立中央図書館長(以下、中央図書館長)が適当と認めた団体。

(団体登録)

3. 団体貸出を利用しようとする団体は、あらかじめ代表者(又は責任者)を定め、所定の申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、中央図書館長に提出し、代表者または申込者の住所が確認できる書類を提示のうえ、登録しなければならない。

また、登録内容に変更のあったときは速やかに届け出をしなければならない。

(団体登録の有効期限)

4. 登録日からその年度の3月31日までとする。

(団体貸出業務)

5. 団体貸出業務は、枚方市立の各図書館及び各分室にて行う。

(団体貸出利用の申し出)

6. 登録団体は、あらかじめ利用しようとする図書館・分室に申し出るものとする。

(団体貸出禁止の図書館資料)

7. 施行規則第8条に定めるもののほか、漫画、CD、DVD、ビデオテープ、及び新刊コーナー設置の図書館資料は団体貸出ししないものとする。

(団体貸出の数量)

8. 1 団体1回につき、50冊を上限とする。

ただし、中央図書館長が必要と認めた場合は、その冊数を別に指定することができる。

(団体貸出の期間)

9. 1回4週間とする。延長は1回に限り認め、延長の申し込みのあった日から4週間とする。ただし、次に掲げる場合は延長を行わないものとする。

(1)延長しようとする図書館資料に貸出し予約のある場合

(2)貸出し期間を超過している場合

(3)登録期間を超える場合

(団体による貸出予約)

10. 50冊を上限に予約することができ、棚置き期間は2週間とする。ただし、次に掲げる図書館資料については原則として予約できないものとする。

(1)枚方市立図書館が所蔵しない図書館資料

(2)利用図書館の開架室にある図書館資料

(3)個人利用者の貸出予約がある図書館資料

(損害の賠償)

11. 利用に際して、図書館資料等を損傷し、滅失し、又は紛失したときは、団体の代表者は現物にて弁償するものとする。

(実績報告書)

12. 中央図書館長は、必要により、実績報告書の提出を求めることができる。

(順守事項)

13. 団体貸出の利用にあたっては、次の事項を守らなければならない。

(1) 貸出図書館資料について一切金銭を徴収しないこと。但し、団体の運営に関わる経費については、この限りでない。

(2) 営利を目的としないこと。

(3) その他、中央図書館長の指示すること。

(利用の制限)

14. 中央図書館長は、図書館の運営上、必要があるときは、登録の取消しあるいは、貸出の停止、制限をすることができる。